

大阪市職員労働組合環境局支部との交渉議事録

平成29年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について

環境施設組合事務局長以下、大阪市職員労働組合環境局支部長以下との本交渉

日時 平成28年11月17日(木)午後6時

場所 環境施設組合 会議室B

(組合)

それでは、私の方から、「2017年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」にあたり、一言、申し上げておきたいと思います。

この間、大阪市においては、「市政改革プラン」により、トップダウン型の市政改革のもと、様々な施策が展開された状況で、昨年4月においてはごみ焼却処分事業については一部事務組合へ事業移管され、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合として事業運営されているところであります。環境局にも申し入れを行っていますが大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に対しても、「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」をさせていただいているところでございます。

私たちが携わっている環境行政・廃棄物行政は申し上げるまでもなく、市民生活とともにあり、市民生活に直接影響を与える事業ですから、焼却工場・処分地事業についても連動した重要な事業でありますから、事業のあり方については熟慮し、展開することが重要だと考えています。

私たちは、この間、環境局との交渉あたっては、長きにわたり労働組合としても政策提起等も行いながら、労使が一体となった取り組みとして、日々市民サービスの充実に向けて議論し努力してきました。しかしながら、現在におかれましては、市側は管理運営事項として施策展開されており、環境施設組合についても同様のスタンスで事業を進められているかと思えます。しかし、管理運営事項であっても勤務労働条件に影響を及ぼす内容に関しては、支部・環境施設組合間での十分な交渉・協議が必要でありますから、今後についても円滑な協議を行われるよう求めておきたいと思えます。

2017年度の要員配置について、当支部におきましては、企画立案に携わる組合員や、市民・事業者に対して公権力を行使し、事業を遂行する組合員も多く在籍して

おり、事業を進めていくうえで、職員が十分な知識・情報量を持って、公正かつ適正にこれらの行為を実行する必要があると考えております。そのためには、適切な要員配置が必要不可欠であり、職員数の削減計画達成に向けた数字合わせともいえるような人員削減については反対であることを強く訴えておきたいと思っております。

今後の交渉にあたっては、環境施設組合として今後の事業展開に関する考え方を早期に明らかにされ、業務に見合った人員の確保はもちろんのこと、新たな要素等に対しても、必要人員数を明らかにした上で、適切な交渉・配置を行われたいと思っております。

また、次年度の要員配置については、環境施設組合として「業務内容・業務量に見合った執行体制の構築」を進め、「仕事と人」の慎重な関係整理にもとづき行ない、それに見合った派遣職員及び事業担当主事の確保や適切な人事配置に努めていただきたいと思っております。

また、この間大阪市においては「イクボス宣言」と合わせて「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」についてリーダーシップをもって各所属で主体的に取り組むとされています。こうしたことから環境施設組合としても、慢性的な繁忙状況やサービス残業の実態把握においては、退勤時間と超過勤務時間の差等による、実情の把握・分析が効果的であると考えていますが、実際、職場間における超勤時間の差が、目に見えて明らかとなっており、当局としてどのように分析されているのかお聞かせいただけたらと思っておりますし、本年7月より運用されている「時差勤務制度」ですが、本課部門以外においては導入されていない状況にあります。私たちとしましてもワーク・ライフ・バランスの推進については、組合員の勤務労働条件の向上につながるものと考えてますから、当局におかれましてもリーダーシップを発揮されたうえで、事業所においても制度導入されるよう求めたいと思っております。

さらには、職場環境改善にかかる事項についても、支部一所属間での交渉事項となっていまから、私たちが職場環境の現状を把握して環境施設組合に申し入れるという手順ではなく、問題点は早期に労働組合に明らかにされ、労使が一体となり、改善に向けた検討を図られるよう、誠意ある対応を求めておきたいと思っております。

それでは、具体の要求につきまして、書記長より申し上げます。

(環境施設組合)

それでは、退職者数等につきまして、ご説明いたします。

平成28年度末の退職予定数につきましては、事務職員1名でございます。

また、本日現在で把握しております、病気休職者はございません。育児休業者につきましては1名でございます。産前産後休暇中の職員ございません。

以上でございます。

(環境施設組合)

ただ今、来年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れにあたり、支部長から適切な要員配置の要請、ワーク・ライフ・バランスの推進などについての指摘がありました。

当環境施設組合としては、将来にわたって、市民に安定した良質なごみ焼却事業を提供するため、大阪市・八尾市・松原市の3市が一つの組織として、明確なガバナンスのもと、基礎自治体の責務であるごみ処理の責任と負担を公平に負う、長期的・安定的なごみ処理体制を構築し事業運営しているところです。

事業運営にあたっては、歳出削減や歳入確保等これまでの大阪市の取り組みを継承・発展させ、効果的・効率的な事業運営を図りつつ、業務内容・業務量に見合った体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、本日お受けいたしました申し入れの内容については、各項目について確認を行い、勤務労働条件にかかわる事項については、改めて回答したいと考えております。

(組合)

ただいま、事務局長から現時点における回答を受けました。

その中で、環境施設組合のおかれている状況について述べられておりますが、支部としても、取り巻く諸状況について認識しているところですし、今後も、労使が創意工夫をしながら、今日を乗り切っていかなければならないと考えているところでもあります。

しかしながら、現状においては、特に給与構造改革以降、賃金労働条件の悪化など次々行われる中で、環境施設組合の将来への不安や、職員によっては大阪市の退

職届を提出したという現実には不満を抱き、個々の組合員のモチベーションの低下が懸念されているところであります。

この間、組合員一人ひとりの献身的な努力によって、焼却処分事業が支えられていることは否めない事実であります。

今後の事業展開にあたって、労働条件の低下を前提とした計画の策定などありえませんし、このことは、「要員問題」と密接に関係するところでありますので、組合と十分協議され、環境施設組合として責任ある対応を図っていただくことを求め、本日の交渉を終えたいと思います。